

事務事業調査

作成日	H29.4.10
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	税務課		伊與木
----------------	-----	--	-----

No		-	8
----	--	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	7	効率的で健全な行財政基盤づくり	3	財政運営の健全化	2	自主財源の確保
	実施計画名			事務事業名		
	市税賦課徴収体制強化事業			山耕地番解消事業		

事業概要	法務局の指導により山耕地番の解消を平成31年度までに求められている。平成27年度解消分については住居表示地域であるため内部データ更新の必要はないが、その他については平成30・31年度の2か年で市内全域の山耕地番の解消作業を行うことから、併せて該当地番のGISデータの書換え及び地籍図の書換えを行う。		対象	市内全域のうち、山耕地番解消対象となった地番データ
	※ 山耕地番解消とは・・・山番耕地番で重複している地番を変更し、地番の重複を解消すること。		手段	対象地番のGISデータ及び地籍図の書換えを行う。
			意図	固定資産所有者の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、重複地番の解消を図る。

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率		
							H33	H37	H41
1	GISデータ書換え(H30旧山陽地区、H31旧小野田地区)(筆)				15,000	10,000			
2	地籍図新規作成(法務局提供データを基に)				旧山陽地区	旧小野田地区			
3	該当する土地台帳・家屋台帳の所在地表示の書き換え				18,000	10,500			

43

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3		3	33
	自治体関与の妥当性	5	法務局からの依頼によって、全県的に行う業務	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	市内全域が対象	5	
有効性	事業の優先度	5	平成31年度までに事業を終了しなければならない。	5	
	類似事業の存在	5	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	5	法務局の政策に合致する。	3	
効率性	実施主体の適正化	3	事務量が膨大で、また、技術的にも民間委託のほうが効率的である。	3	
	受益者負担の適正化	3		3	
	コスト効率	3		3	

事業期間		平成 29 年度	～	平成 31 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	2	徴税费	目	2	賦課徴収費	
	細目	1	賦課徴収費	細々目	1	賦課徴収費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)	委託料	1,480							委託料 (GISデータ書き換え)	908	委託料 (GISデータ書き換え)	572
		委託料 (地籍図作成)	1,706							委託料 (地籍図作成)	1,178	委託料 (地籍図作成)	528
		委託料 (電子台帳書き換え)	4,659							委託料 (電子台帳書き換え)	3,267	委託料 (電子台帳書き換え)	1,392
		調査委託料 (土地家屋課税データ整理)	5,840					調査委託料 (土地家屋課税データ整理)	5,840				
		歳出合計	13,685	0	0	5,840	5,353	2,492					
	財源内訳/割合	国庫支出金											
財源内訳/割合	県支出金												
財源内訳/割合	地方債												
財源内訳/割合	その他												
財源内訳/割合	一般財源	13,685				5,840	5,353	2,492					
財源内訳/割合	歳入合計	13,685	0	0	5,840	5,353	2,492						

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
---------------------	--

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称 不動産登記法 地番とは一筆の土地ごとに付す番号(不登法2条17号)をいい、地番を付す場合には、記所は地番を付すべき区域を定め一筆の土地ごとに地番を付さなければならない(同法35条)。また、登記所が定める地番区域とは、市、町、大字等又はこれに準ずる地域をもって定めるもの(登記規則97条)とされ、地番は、その地番区域ごとに起番して定めるもの(同規則98条)とされる。また、地番は古くは地租改正時に付けられたが、その際にも全村又は大きい村にあっては字を一つの地番区域とし、その地番区域内に重複地番が生じないよう付番されてきた。したがって山・耕地番は、一つの地番区域内に同一の地番を重複して付番していることから、不登法が予定していない付番形式であるといえる。

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 山耕地番の解消は本格的には平成30年度から2ヵ年で行うが、地番変更にあたっては、事前に郵便でのお知らせ、市広報掲載、市及び法務局HP掲載等の周知を行う予定。
------	---

## 事務事業名 山耕地番解消事業

### ○土地家屋課税データの整理業務が必要な理由

法務局が管理している登記情報と市が管理している課税情報のデータ管理の仕方の違いにより、山耕地番解消作業において、今年度、土地家屋課税データの整理業務が必須となっている。具体的には、市内約 126,000 筆の土地情報のうち、山地番は約 25,000 筆あり、これらをプログラムにより一括変換（山地番に 10,000 番を加算する。）することを想定しているが、中には土地の分合筆等の異動により地番変更は行われたが、それに伴う所在地変更がなされなかった未登記家屋（平成 29 年 4 月現在約 830 棟）や土地家屋課税データに入力する際、賦課業務に影響はないことから、所在地情報を自治会名にしている家屋課税情報（平成 29 年 4 月現在約 730 棟）等が存在している。

これらの情報を単に一括変換した場合、登記情報と課税情報に不一致の案件が生じたり、山耕地番解消作業の中で課税情報に不存在、又は異なる土地情報を形成したりする要因が懸念される。そのため、予め土地家屋課税データの整理と把握が肝要であるが、その手法として登記情報と課税情報を比較し、双方のデータに不一致が生じた場合に、何れの情報が正しいものか判断を下す必要がある。また、その原因の把握や判断根拠を示すため、本課が保有している種々の台帳を検索することとなるが、先に述べたとおり、膨大なデータを突合すると同時に必要に応じ、確実に加筆・修正を行うためには、相応の時間と労力を要する。

よって、今年度の委託事業において、全件の突合作業を実施し、粗方のデータ修正を求めた上で、次年度以降の電子台帳（課税台帳）データ書き換えに備えなければ、同一の土地や家屋において異なる登記情報と課税情報を有する恐れは否めないことから当該事業は必要性和緊急性に迫られている。なお、当該作業を職員で行った場合、通常業務と並行しての作業となり、相応の人員費（時間外勤務を含む。）を要することや課税情報の正誤を判断するためのチェック機能が希薄になることから、当該データの初期チェックについては、委託事業での実施を切望する。

Year	Month	Day	Time	Location	Activity	Remarks
1950	1	1	10:00	...	...	...
1950	1	2	10:00	...	...	...
1950	1	3	10:00	...	...	...
1950	1	4	10:00	...	...	...
1950	1	5	10:00	...	...	...
1950	1	6	10:00	...	...	...
1950	1	7	10:00	...	...	...
1950	1	8	10:00	...	...	...
1950	1	9	10:00	...	...	...
1950	1	10	10:00	...	...	...
1950	1	11	10:00	...	...	...
1950	1	12	10:00	...	...	...
1950	1	13	10:00	...	...	...
1950	1	14	10:00	...	...	...
1950	1	15	10:00	...	...	...
1950	1	16	10:00	...	...	...
1950	1	17	10:00	...	...	...
1950	1	18	10:00	...	...	...
1950	1	19	10:00	...	...	...
1950	1	20	10:00	...	...	...
1950	1	21	10:00	...	...	...
1950	1	22	10:00	...	...	...
1950	1	23	10:00	...	...	...
1950	1	24	10:00	...	...	...
1950	1	25	10:00	...	...	...
1950	1	26	10:00	...	...	...
1950	1	27	10:00	...	...	...
1950	1	28	10:00	...	...	...
1950	1	29	10:00	...	...	...
1950	1	30	10:00	...	...	...
1950	1	31	10:00	...	...	...

事務事業調書

作成日	H28.10.24
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	管財課	財産管理係	梅田
----------------	-----	-------	----

No		9
----	--	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	7	効率的で健全な行財政基盤づくり	3	財政運営の健全化	2	自主財源の確保
	実施計画名			事務事業名		
	市有財産活用事業			市有財産売却等事業(旧南部福祉センター解体工事)		

事業概要	地域の浴場付き福祉施設として使用していた「南部福祉センター」を解体することにより、底地となっている市有地を売却等により有効活用する。	対象	遊休資産(旧南部福祉センター用地)
		手段	市有財産活用検討委員会で個別管理運用方針を決定する。
		意図	財産処分による維持管理経費の削減、自主財産の確保。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	解体工事進捗率			解体設計(1件)	解体工事(1件)				
2									
3									

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	財政運営の健全化が目的であるため。	3	33
	自治体関与の妥当性	3	市有財産(土地)の処分に係る事務処理要領による。	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	遊休市有地が対象であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	3	売却可能市有地に老朽化建築物が存在しており、後年度に不利益を被る可能性がある。	5	
	類似事業の存在	5	類似事業は行われていないため。	5	
	個別計画・政策との整合性	3	個別計画は存在しない。	3	
効率性	実施主体の適正化	3	民間委託及び指定管理者制度の導入が適当でない事業のため。	3	
	受益者負担の適正化	3	受益者負担を求めることが適当でない事業のため。	3	
	コスト効率	3	すでに、可能な限りのコスト削減を図っているため。	3	

事業期間		平成 29 年度	~	平成 30 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時	
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	8	財産管理費	
	細目	1	財産管理費	細々目	1	財産管理費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31		
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)	設計委託料	4,644					設計委託料	4,644	工事請負費	6,480			
		工事請負費	6,480							家屋調査業務委託料	5,153			
		家屋調査業務委託料	5,153								消耗品費	95		
		消耗品費	95											
		歳出合計	16,372		0		0		4,644		11,728			0
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源	16,372						4,644		11,728				
歳入合計	16,372		0		0		4,644		11,728			0		

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

## 旧南部福祉センターについて

### 【不動産の表示】

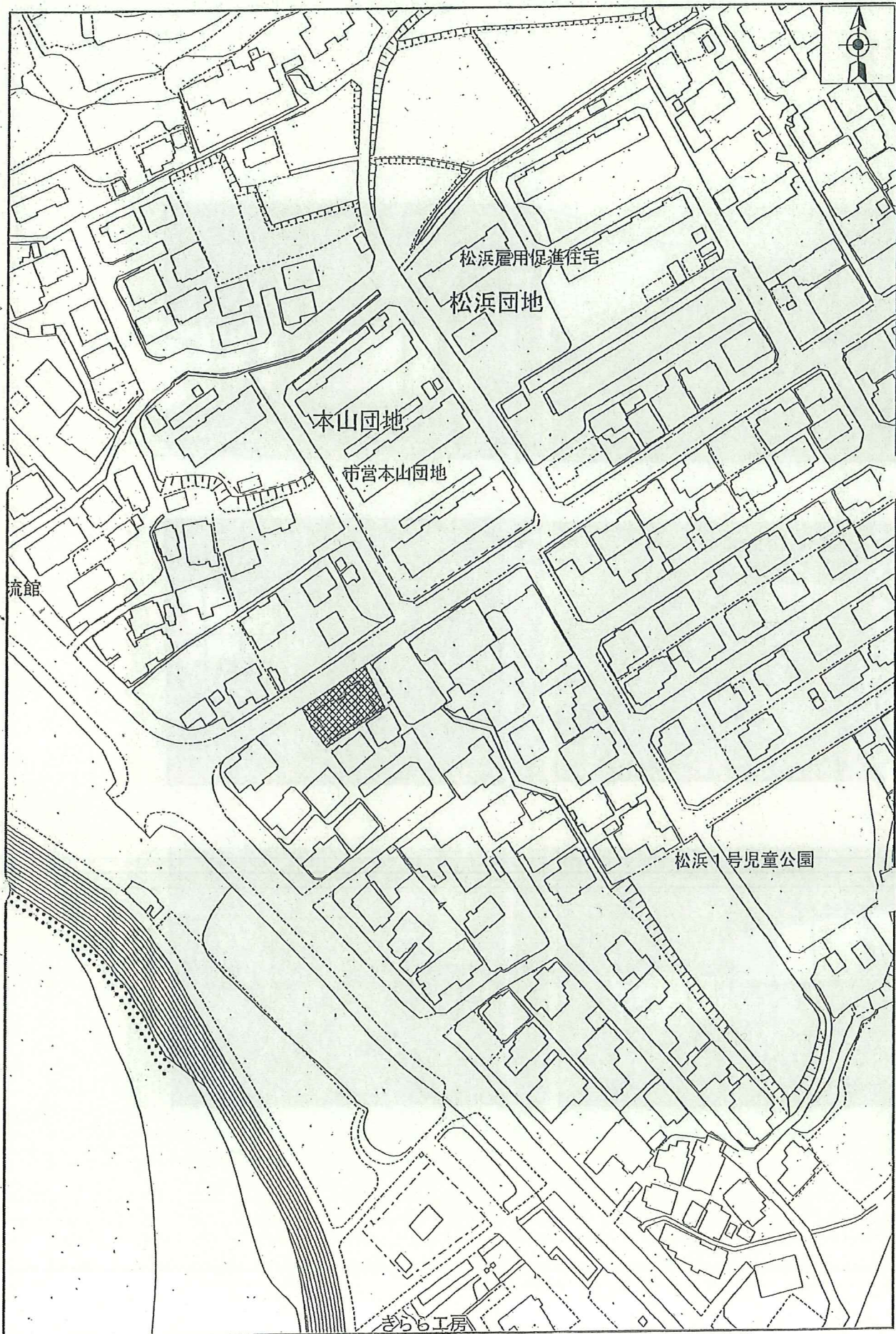
- ・土地 山陽小野田市大字小野田字三ノ介永 578 番 1 宅地 375.08 m<sup>2</sup>
- ・建物 集会所、鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建  
1階 162.00 m<sup>2</sup>、2階 122.40 m<sup>2</sup> 合計 284.40 m<sup>2</sup>  
昭和 53 年新築 耐用年数 50 年 (38 年経過)

### 【施設の経緯】

- 昭和 53 年 西部石油(株)山口製油所が、地域福祉の向上を目的に、国の「工業再配置促進費補助金」を受け建設。同年、西部石油(株)は当該施設を小野田市(地元自治会)に寄附。同時に地元住民の福祉施設として供用開始。
- 平成 11 年 「本山福祉会館」建設により、福祉施設としての使用を廃止。
- 平成 13 年 「きらら交流館」建設により、浴場の利用がなくなる。
- 平成 16 年 「本山児童館」開館により、児童クラブでの利用もなくなる。
- 平成 18 年 地元 4 自治会から、当該施設の利用放棄の申出がある。
- 平成 19 年 行政財産としての利用目的がなくなったため、普通財産に変更。

### 【建物の現状】

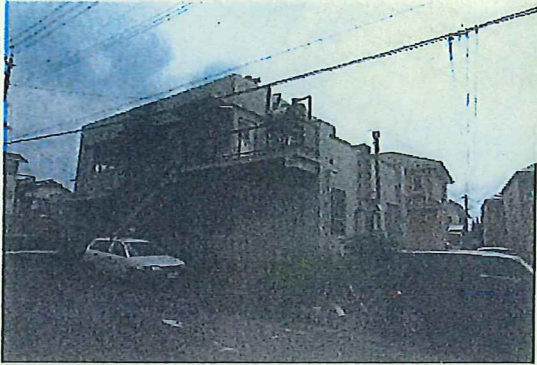
老朽化が進み、雨漏りの影響で内装の腐食が著しい。また、1階自動ドアは劣化により使用不能となっており、2階非常口からしか出入りできない。給湯及び浴場施設についても劣化が激しく、大規模な修繕あるいは設備の入れ替えを行わなければ使用ができない。



1/1638

60m







事務事業調査

作成日	H29.4.12
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	市民生活課	市民生活係	三浦裕
----------------	-------	-------	-----

No	-	10
----	---	----

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	5	市民が主役の地域づくり	1	地域コミュニティの振興	2	地域イベント・行事の活性化
	実施計画名		事務事業名			
	コミュニティ助成事業		地域コミュニティ助成事業			

事業概要	宝くじの貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を実現する。	対象	市又は市が認めるコミュニティ組織
		手段	事業実施主体を公募し、自治総合センターへ助成申請。交付決定後、実施主体に対し助成金を交付する。
		意図	宝くじの社会貢献広報事業として地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	活動指標:年間備品貸出日数	180	180	180	180	180			
		242							
		134.4%							
2	成果指標:イベント開催・出演回数(年間)	-	20	20	20	20			
		-							
		-							
3									

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	5	地域のイベントに使用するためには欠かせない備品であり、ふれあいとうるおいのある地域づくりに大いに役立っている。	3	33
	自治体関与の妥当性	5	市ふるさとづくり事業等補助金交付要綱、コミュニティ助成事業実施要綱に基づいて実施する事業	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	地域のイベントにおいて広く備品を貸し出しており、全市民を対象としている。	5	
有効性	事業の優先度	3	市ふるさとづくり事業等補助金交付要綱、コミュニティ助成事業実施要綱に基づいて実施する事業	5	
	類似事業の存在	5	類似事業はない。	5	
	個別計画・政策との整合性	3	個別計画はない。	3	
効率性	実施主体の適正化	3	助成事業については市から県を通じて自治総合センターに申請し、助成金は市に歳入として入り、市が団体へ補助する。	3	
	受益者負担の適正化	3		3	
	コスト効率	3		3	

事業期間		平成 26以前 年度	~	平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	16	ふるさと推進事業
	細目	1	ふるさと推進事業費	細々目	1	ふるさと推進事業費	交付税算入	無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。  円 (H 年度 →H 年度)			地域コミュニティ事業助成金	2,300	地域コミュニティ事業助成金	2,500	地域コミュニティ事業助成金	2,400	地域コミュニティ事業助成金	2,500	地域コミュニティ事業助成金	2,500
	歳出合計	0			2,300		2,500		2,400		2,500		2,500
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他			コミュニティ助成金	2,300	コミュニティ助成金	2,500	コミュニティ助成金	2,400	コミュニティ助成金	2,500	コミュニティ助成金	2,500
	一般財源												
	歳入合計	0			2,300		2,500		2,400		2,500		2,500

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

- ・山陽小野田市補助金交付規則
- ・山陽小野田市ふるさとづくり事業等補助金交付要綱 ・コミュニティ助成事業実施要綱

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	5	市民が主役の地域づくり	1	地域コミュニティの振興	2	地域イベント・行事の活性化
	実施計画名		事務事業名			
4	コミュニティ助成事業	1	コミュニティ助成事業			

事業概要	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る。	対象	市又は視が認めるコミュニティ組織
		手段	事業実施主体を公募し、自治総合センターへ申請。交付決定後、事業実施団体へ補助金を交付。
		意図	宝くじの社会貢献広報事業を活用して地域コミュニティ活動の充実・強化を図る。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	地域コミュニティ事業助成金	2,300,000	2,300,000
合計		2,300,000	2,300,000

歳入		予算現額(円)	決算額(円)	
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他	宝くじ助成金	2,300,000	2,300,000
	一般財源			
合計		2,300,000	2,300,000	

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,153,699

交付税算入	無	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標		※上段:目標		中段:実績		下段:達成率	
		H25	H26	H27	目標達成度	H28(目標)	
1	年間備品貸出日数	180	180	180	良い		
		206	202	242			
		114.44%	112.22%	134.4%			
2							
3							

妥当性	目的の妥当性	妥当である	当該事業により備品等を整備することで地域コミュニティ活動の振興につながる
	自治体関与の妥当性	妥当である	公募により実施主体を募集する事業である
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市民活動等に取り組み団体を対象としている
有効性	目標達成度	達成している	市民活動の推進や地域コミュニティの振興につながっている
	類似事業の存在	存在する	山口きらめき財団の「きらめき活動助成事業」
	上位施策への貢献度	貢献している	市民活動の推進や地域コミュニティの振興につながる事業である
効率性	実施主体の適正化	概ね適正である	公募により実施主体を募集しており適正である
	受益者負担の適正化	適正である	全額を宝くじ助成金によって実施する事業である
	コスト効率	適正である	事業申請に当たっては、見積りを基に行っている

課題 公募の状況によるが、毎年1団体の交付決定となっているため、他の団体が実施している類似の助成金事業を調査し、各団体に情報提供を行うことで、団体の要望に応える体制を構築する。また、コミュニティ助成で購入した備品等については広く地域の活動等で使用したり、各団体においてはイベントの実施など目的に沿った活動を行うよう徹底する。

今後の方向性	事業の進め方等に改善が必要	改善時期	28年度中に改善に着手
--------	---------------	------	-------------

特記事項	
------	--

参 考 資 料

事業名：地域コミュニティ助成事業

助成対象：山陽小野田市ふるさとづくり協議会

助成対象備品

	備 品 名	数 量	金 額 (円)
1	折りたたみチェア	200	700,000
2	かき氷機 (手動式)	1	62,000
3	かき氷機	5	555,000
4	3連バーナー	3	294,000
5	カローリングセット	3	552,000
6	宝くじシール (各備品へ貼付)	—	84,000
7	消費税	—	179,760
	合 計		2,426,760